

# 最低賃金を確認しましょう！

## 最低賃金制度って何？

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

### 地域別最低賃金

産業や職種にかかわらず、各都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に対して適用される最低賃金です。各都道府県に1つずつ、最低賃金が定められています。

### 特定最低賃金

関係労使が「地域別最低賃金」よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認める産業について設定されています。適用される産業は都道府県によって異なります。

## 最低賃金額より低い賃金で契約した場合はどうなるの？

最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。

地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、最低賃金法に罰則（50万円以下の罰金）が定められています。なお、特定（産業別）最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、労働基準法に罰則（30万円以下の罰金）が定められています。

## 最低賃金のチェック方法は？

支払われる賃金が最低賃金額以上となっているかどうかを調べるには、最低賃金の対象となる賃金額を時間額にして、適用される最低賃金額と比較しましょう。

計算方法は裏面に

## 最低賃金の対象となる賃金とは？

最低賃金の対象となるのは毎月支払われる基本的な賃金です。残業代等の、以下の賃金は**含まれません**ので、**注意**が必要です。

- ✓ 臨時に支払われる賃金 例：結婚手当
- ✓ 1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金 例：賞与
- ✓ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金 例：時間外割増賃金
- ✓ 所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金 例：休日割増賃金
- ✓ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分 例：深夜割増賃金
- ✓ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

## 最低賃金の計算方法

### 1 時間給の場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{時間給} \\ \hline \end{array} \geq \begin{array}{|c|} \hline \text{最低賃金額 (時間額)} \\ \hline \end{array}$$

計算してみましょう

### 2 日給の場合

※ただし、日額が定められている特定（産業別）最低賃金が適用される場合には、日給 $\geq$ 最低賃金額（日額）

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{日給} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{1日の平均所定労働時間} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{時間額} \\ \hline \end{array} \geq \begin{array}{|c|} \hline \text{最低賃金額 (時間額)} \\ \hline \end{array}$$

### 3 月給の場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{月給} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{1か月の平均所定労働時間} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{時間額} \\ \hline \end{array} \geq \begin{array}{|c|} \hline \text{最低賃金額 (時間額)} \\ \hline \end{array}$$

1か月の平均所定労働時間 = 1日の平均所定労働時間  $\times$  年間総労働日数  $\div$  12

### 4 出来高払制その他の請負制の場合（歩合給など）

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{出来高払制等によって} \\ \text{計算された賃金の総額} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{賃金算定期間において出来高払制等} \\ \text{によって労働した総労働時間数} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{時間額} \\ \hline \end{array} \geq \begin{array}{|c|} \hline \text{最低賃金額 (時間額)} \\ \hline \end{array}$$

### 5 上記1～4の組み合わせの場合

例えば基本給が2（日給制）で各手当（職務手当等）が3（月給制）などの場合は、それぞれ上の2、3の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額を比較します。

最低賃金制度についてもっと詳しくお知りになりたい場合は、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署へおたずねください。